

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 8月の主な成立法令一覧
3. 8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍＜解説＞

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

(1) 最二判平成14年3月8日判時1785号38頁（2002年3月25日11号3番で紹介済）

掲載記事が一般的に定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできないというべきである。

(2) 東京高判平成13年9月5日判タ1088号94頁 平成9年（ネ）第2631、2633、2688、5633号、ニフティサーブ事件

1、パソコン通信上のフォーラムにおいては、批判や非難の対象となった者が反論することは容易であるが、反論が可能であるからといって、罵倒することが言論として許容されることになるものではない。

2、会員による誹謗中傷等の問題発言については、フォーラムの円滑な運営及び管理というシスオベの契約上託された権限を行使する上で必要であり、標的とされた者がフォーラムにおいて自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘等に基づき対策を講じても、なお奏功しない等一定の場合、シスオベは、フォーラムの運営及び管理上、運営契約に基づいて当該発言を削除すべき条理上の義務を負うが、本件シスオベが同削除義務に違反したとは認められない。

(3) 東京高判平成14年3月5日判タ1087号280頁

1 転貸を目的とする賃貸借契約（いわゆるサブリース契約）が終了しても、転借人が使用を継続できるように賃貸借契約当事者間の合意で保証されている場合には、転借人の保護が図られているので特段の事情のない限り借地借家法28条の正当事由が肯定され、賃貸人は当該賃貸借契約を自由に解約することができる。

2 1のような賃貸借契約においては、賃借人の賃料減額の判決をしても賃貸人は当該賃貸借契約を解約して賃料減額の効果を免れることができるので、借地借家法32条の強制的な賃料減額請求権は認められず、賃料額はもっぱら賃貸人と賃借人との自由な交渉によって決定される。

3 1のような賃貸借契約において、当該賃貸借契約の当事者双方がその本来有する解約の自由権を一定期間放棄しその間の賃料額を固定する合意をした場合、当事者双方は互いの事業目的を達成するために固定賃料額を一定期間定めることを選択したものであるから、裁判所がその私的自治によって選択された内容に介入することは原則的にできないとしたうえで、賃借人が賃貸人に対してなした賃料相場の変動などを理由とする借地借家法32条の賃料増減請求権、契約上の賃料減額請求権及び事情変更原則による賃料減額請求権の行使が認められなかった事例。

(4) 東京高判平成14年4月23日判時1784号76頁 平成13年（ネ）668号

変額保険契約の勧誘につき、担当者が原告らに対し、相続税対策の必要性と資金拋出の必要性がないという意味の本件商品の有利性を一方的に強調したのは、変額保険への加入の可否に関する原告らの適切な判断を誤らせたものであるとして、保険会社の責任を認めるとともに、保険料支払いのための資金を融資した銀行についても、行員が担当者と連携して融資を前提とする変額保険の勧誘を行っていたものであることを認め、損害賠償責任を認めた事案（過失相殺6割）。

(5) 東京高決平成14年6月6日金法1649号38頁

不動産について民事留置権の成否が問題となった事案

一 民事留置権の発生要件である物と債権との間の牽連性とは、物が債権の負担を負うことについて実質的な根拠があり、かつ、第三者との関係で公平が維持されることを意味する。

二 物の売買代金債権などの交換価値を体現する債権について、物との牽連性が肯定されるのは、その物についての物権変動（抵当権の設定などを含む。）が発生するより先に留置権の発生要件である事実が生じ、しかも、そのような留置権で担保される債権の存在が、債権者による物の占有やその他の事情によって、取引に入ろうとする第三者にも認識できる場合に限られる。

(6) 東京地判平成13年6月11日判タ1087号212頁

1 貸金業者が、債務者の債務整理の依頼を受けた弁護士から受任通知を受けた後、当該債務者に対し直接弁済を求めたことは、債務者のみならず当該弁護士に対する関係でも不法行為を構成するとされた事例。

2 貸金業者が、債務整理の依頼を受けた弁護士から取引経過の開示を求められた後、正当な事由なくこれを開示しないことは、当該弁護士に対する関係でも不法行為を構成するとされた事例。

## 【商法】

(7) 最三決平成14年2月5日金法1650号73頁

商法704条2項本文という先取特権には、民法上の先取特権も含まれる（本件は動

産保存の先取特権（民法311条5号）の効力が問題となった事案）。

(8) 東京地判平成13年8月28日判時1785号81頁

被告Yゴルフ倶楽部は、被告Y観光開発から、本件ゴルフ場の営業を賃借し、本件ゴルフ場の名称である「Yゴルフ倶楽部」を商号として続用しているものであるから、商法26条1項の類推適用により、被告Y観光開発の営業によって生じた債務について、その債権者に対し、被告Y観光開発と連帯して弁済すべき義務を負い、預託金返還債務を弁済すべき義務がある。

#### 【知財】

(9) 最二判平成14年3月25日判時1784号124頁 平成13年（行ヒ）154号（2002年4月30日12号16番で紹介済）

特許権の共有者の1人が特許異議の申立てに基づく当該特許の取消決定について単独で取消訴訟を提起したケースにおいて、本件は固有必要的共同訴訟であるとして訴えを却下した原審の判断を否定し、特許権の共有者の1人は、共有に係る特許の取消決定がされたときは、特許権の消滅を防ぐ保存行為として、単独で取消決定について取消訴訟を提起することができるものと判断した事案。

(10) 最一判平成14年4月25日判時1785号3頁（2002年6月11日13号8番で紹介済）

公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなどの観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したものとして消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばないと解すべきである。

(11) 東京高判平成14年7月30日 平成13（行ケ）443 商標権 行政訴訟事件

片仮名文字「ダリ」と欧文文字「DARI」を上下2段に配し、その構成に照らし「ダリ」の称呼が生ずる商標は、指定商品の取引者、需要者に故サルバドール・ダリ（Dali）を想起させるものと認められるところ、同人は、生前、スペイン生れの超現実派（シュールレアリスム）の第一人者の画家として世界的に著名な存在であり、その死後においても、「ダリ」はその著名な略称であったのであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、世界的に著名な死者の著名な略称の名声を便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するので、その商標登録は商標法4条1項7号に違反してされたものとはいえないとした審決の認定判断は誤りというべきである。

(12) 東京地判平成14年7月25日 平成11（ワ）18934 不正競争 民事訴訟事件

ソフトウェア開発業者ジー・イー・エムが、同時期に同種のゲームソフトの委託制作契約をサン電子およびプリズムと二重に締結したことに端を発する紛争。プリズムがジー・イー・エムに開発させたゲームソフトを販売する予定であった東芝イーエムアイに対してサン電子が送付した「貴社が右商品の販売を行うと、著作権並びに知的所有権侵害に当たると思われます。・・・その為、即刻商品発売の停止並びに右商品の発売に至るまでの経緯説明をご回答下さい。」旨の通知は、画面表示との間にはある程度の類似性は認められるものも、そのような画面を表示するためのプログラムには従来のコンピュータソフトに見られないような独自の創作性が存在する旨の主張立証は何らされていないことを理由に、裁判所は著作権侵害を否定して、サン電子が本件通知書を東芝イーエムアイに送付した行為は、虚偽の事実を告知する行為（不正競争防止法2条1項14号）に該当するものと認定した。

#### 【民事手続】

(13) 最三判平成14年3月12日判時1785号35頁・金法1648号53頁（2002年4月30日12号3番で紹介済）

転付命令に係る金銭債権が抵当権の物上代位の目的となり得る場合においても、転付命令が第三債務者に送達される時までに抵当権者が被転付債権の差押えをしなかったときは、転付命令の効力を妨げることはできず、差押命令及び転付命令が確定したときに被転付債権は差押債権者の債権及び執行費用の弁済に充当されたものとみなされ、抵当権者が被転付債権について抵当権の効力を主張することはできない。

(14) 最二判平成14年7月12日 最高HP 平成14年（許）第2号 推定相続人廃除申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

遺言執行者が申し立てた推定相続人の廃除を求める審判手続に参加した他の推定相続人は、廃除の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができない

(15) 東京高判平成12年9月28日判タ1088号203頁、平成12年（ネ）第2526号損害賠償請求控訴事件

（債務不履行解除を理由とする原状回復請求権としての代金返還請求訴訟の控訴審において、同代金の返還を求める請求として、既に消滅時効の期間を経過した不当利得返還請求権を訴訟物とする訴えを追加したという事案）

1、両者は発生要件を異にし、訴訟物を異にするから、本件の契約解除による原状回復請求権に基づき交付した金員の返還を求める訴えの提起は、原則として、当該契約が錯誤無効であることによる不当利得返還請求権の時効を中断しない。

2、解除による原状回復請求権の存否につき当事者が主張、立証し、裁判所が審理判断した事項によって、錯誤無効による不当利得返還請求権の要件の存在が明らかになっている場合には、錯誤無効による不当利得返還請求権についても時効の中断の可能性があるが、本件はかかる場合には該当しない。

(16) 神戸地判平成13年1月10日判タ1087号262頁

Y会社に勤務していた被用者Aの遺族が、Aの死亡は会社における過重労働に起因するとして、YにはAの健康状態に配慮する等の安全配慮義務の不履行があったとしてYに対して損害賠償請求訴訟を提起した事件で、Yにおける業務実態及びAの死亡の業務起因性を立証するために、労働基準監督署長が所持する遺族補償年金等請求事件記録の文書提出命令の申立が認められた事例。

(17) 東京地判平成13年7月11日金法1650号76頁

会社更生事件において、先順位の担保権者の更生担保権額は確定したが、後順位担保権者が更生担保権確定訴訟を提起し、同訴訟において、担保物件の評価額が管財人による当該担保物件の評価額よりも高額であると認められた場合に、後順位担保権者の更生担保権額として確定されるべき金額は、担保物件の同訴訟における評価額から先順位の担保権者に更生担保権額として割り付けられるべきであった金額を控除した額であり、担保物件の同訴訟における評価額から既に確定した先順位の担保権者の更生担保権額のみを控除した額ではない。

#### 【公法】

(18) 最三小判平成14年1月22日判タ1088号127頁 平成9年（行ツ）第7号建築基準法に基づく許可処分取消、建築確認処分取消請求事件

総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

(19) 最一判平成14年2月28日判タ1088号110頁平成9年（行ツ）第55号名古屋市中区交際費等非公判決定処分取消請求事件（2002年3月25日11号23番で紹介済）

本件各文書に記載されている交際の相手方が識別され得る情報のうち接遇費に係るものの中には、6号（行政の公正円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるもの）の例外要件（相手方の氏名等が外部に公表、披露されることがもともと予定されているもの）に該当するものが含まれている蓋然性が高いのであるから、名古屋市長としては、接遇費の具体的な類型を明らかにした上で、これが上記例外要件にあたることを主張立証すべきである（一部破棄差戻）。

(20) 最一判平成14年2月28日判タ1088号116頁、平成9年（行ツ）第136、137号愛知県交際費等非公判決定処分取消請求事件（2002年3月25日11号22番で紹介済）

公開請求権者は、本件条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するというべきであるから、請求に係る公文書の非公判決定の取消訴訟において当該公文書が書証として提出されたとしても、当該公文書の非公判決定の取消を求める訴えの利益は消滅するものではない。

(21) 最一判平成14年3月28日判例タイムズ1088号124頁、平成9年（行ツ）第159号建築基準法第59条の2第1項による許可処分等取消請求事件（2002年4月30日12号30番で紹介済）

1、埼玉県知事がした住宅・都市整備公団に対する建築基準法（平成4年法律第82号による改正前のもの）59条の2第1項に基づくいわゆる総合設計許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物の居住者は、総合設計許可の取消を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

2、当該都市計画道路が完成して供用が開始されれば、上記認定処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。

(22) 最三判平成14年7月16日 最高HP 平成11年（行ヒ）第131号 埼玉県議旅行損害賠償請求事件

県議会欧州行政視察旅行につき、その実体は単なる観光旅行であって、その旅費等の支出は地方財政法4条1項等に違反する違法なものであり、県は支出金相当の損害を被ったとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、県に代位して、議員の旅費等の支出負担行為兼支出命令をした者に対し、各旅費等相当額の損害の賠償を請求した事件において、支出負担行為、支出命令及び支出についての監査請求期間は各行為の日から計算すべきであるとして、訴えが却下された事例。

(23) 最一判平成14年7月18日 最高HP 平成13年（行ヒ）第104号 損害賠償請求事件

地方自治法242条の2第1項4号の代位請求の事案で日本下水道事業団が発注した下水道施設建設工事の電気設備工事の請負代金が談合によって上げられた場合には同事業団に当該下水道施設建設工事を委託した大阪府に損害が発生するとされた事例（原判決破棄差戻）。

(24) 最一判平成14年7月18日 最高HP 平成12年（行ヒ）第76号、第77号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号 損害賠償代位請求事件

談合をした企業に対する県の損害賠償請求権の行使を怠る事実についての監査請求において、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、地方自治法242条2項の趣旨を没却するものとはいえないとして、同条の期間制限が及ばないとされた事例（最判平成14年7月2日法務速報平成14年8月2日15号26番参照）。

(25) 最一判平成14年7月18日 最高HP 平成12年（行ツ）第191号 損害賠償等、恩給請求棄却処分取消請求事件

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを

決定することができるものであるし、戦争犠牲ないし戦争損害に対する補償の要否及び在り方は、財政、経済、社会政策等の国政全般にわたった総合的政策判断を待つて初めて決し得るものであって、これらについては、国家財政、社会経済、戦争によって国民が被った被害の内容、程度等に関する資料を基礎とする立法府の裁量的判断にゆだねられたものと解されるところ、日韓請求権協定の締結後の経過や国際情勢の推移等にかんがみると、恩給法9条1項3号の規定を削除することも含めていわゆる在日韓国人の旧軍人等に対して何らかの措置を講ずることとするか否かの決定に当たっては、複雑かつ高度に政策的な考慮と判断が要求されるから、恩給法9条1項3号を存置したとしても、いまだ立法府の裁量の範囲を逸脱したものとまではいえず、同号が憲法14条に違反するに至っていたものとすることはできない。

(26) 最高裁判平成14年7月30日 最高HP 平成14年(行ヒ)第95号 選挙無効確認請求事件 公職選挙法205条1項にいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、選挙管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密接に関連する事務を行う者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合をも含むとすべきであるから、村長が、村長選挙において、戸籍謄抄本の交付権限を濫用し、他の立候補予定者の戸籍抄本の入手を妨げて立候補を妨害し、無投票当選を果たしたことは、同条項にあたる(本件では、被上告人は、平成13年1月6日立候補を決意したが、同年同額6日(土曜日)から告示日(同年同月8日)まで三日連続して休日にあたることになった。)

(27) 東京地判平成13年3月15日判時1784号67頁 平成10年(行ウ)130号  
出生時中国国籍を有していた原告が、父親の不正によってポリヴィア国籍を取得して中国国籍を失い、その後日本に入国して7年余り不法滞在していたケースにおいて、法務大臣が出入国管理及び難民認定法50条1項に基づく在留特別許可を与えず同法49条1項に基づく異議申立てを棄却しポリヴィアに退去強制することとした処分は、原告がほとんどポリヴィアにつながりがないことなどに鑑みれば、甚だ人道に反し、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとして、同処分には裁量権の範囲を逸脱または濫用した違法があるとした事案。

(28) 大津地判平成13年5月7日判タ1087号117頁  
1 高等学校指導要領(平成元年3月15日文部省告示第26号)のうち、「入学式や卒業式などにおいては、その意義をふまえ、国旗を掲揚する・・・よう指導するものとする」旨を定める「国旗条項」は、教育における機会均等の確保等の目的のために必要かつ合理的な基準を設定したものであるとして法的効力を有し、同条項は、憲法13条、19条、25条、26条及び国際人権B規約18条に反しない。  
2 国旗掲揚の事務の遂行は、「国旗条項」に基づく校長の責務及び権限に属する職務である。  
3 県立養護学校ないし県立高校の校長が、教員等の反対があつたにもかかわらず、卒業式における国旗掲揚を実施する姿勢で、教員等に国旗条項に基づいてそれを指示したとしても違法とはいえない。  
4 卒業式の日丸掲揚及び君が代斉唱に反対する立場から職員会議で校長に対し暴言を繰り返したり、卒業式の前日に卒業証書を無断で持ち去ったことなどを理由として、県立養護学校教諭に対してなした戒告処分は違法とはいえない。  
5 卒業式当日、日の丸を掲揚するために玄関に向かう教頭から日の丸を奪い取り逃げ去ったこと等を理由として、県立高校教諭に対してなした減給処分は違法とはいえない。  
6 卒業式当日、式場に掲揚されていた日の丸を持ち去って隠匿したこと等を理由として、県立高校教諭に対してなした戒告処分は違法とはいえない。  
7 県立養護学校教諭及び県立高校教諭に対する各戒告処分、県立高校教諭に対する減給処分につき、事前に告知・聴聞の機会を与えなかったとしても違法とはいえない。

#### 【刑事法】

(29) 最高裁判平成14年7月15日 最高HP 平成13年(あ)第817号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件  
被告会社は、愛媛県知事から産業廃棄物の中間処分(焼却、破碎)の許可を受け、産業廃棄物の処理等を営んでいたところ、被告会社の代表取締役(被告人)が従業員2名と共に、被告会社の業務に関し、24回にわたり、搬入された産業廃棄物約91.1tを中間処分を行う産業廃棄物処理施設の斜面に放出し、その上に残土、真砂土を振りかけ、それらを混合したり、地固めするなどして、原状に復するのが困難な状態にしたなどの事実関係の下では、被告人は、当該産業廃棄物を上記斜面付近の地表及び地中の一部を形成する状態に至らせて、埋立処分の事業を行ったものと認められるから、同被告人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条の2第1項に違反して、被告会社の事業の範囲を変更したといふべきである。

(30) 福岡高決平成13年9月10日判タ1088号106頁、平成12年(日)第2632号公判期日指定申立事件

弁護士選任の効力は当該審級の終了により原則として効力を失うが、刑訴法355条により原審弁護士から上訴の申立てがなされた場合は、原審弁護士は控訴ないし上告趣意書を作成する権限を有しており、それにともない訴訟記録の閲覧・謄写あるいは勾留中の被告人との接見交通等の弁護士活動をなすことができ、弁護士選任の効力はなお存続しているから、申立人は、控訴取下げを行うにあたり、弁護士の弁護士活動を受けているものといつてよく、弁護士不在で本件控訴取下げがなされたといふことはできない(訴訟終了宣言決定)。

(31) 大阪地判平成13年12月7日判タ1087号272頁  
県立医科大学救急医学教室教授兼同大学付属病院救急科部長であつた被告人が、同救急医学教室等に対応する医局に属する医師をいわゆる関連病院に派遣する行為は

、同救急医学教室及び同救急科に属する医師を教育、指導するという教授としての本来の職務と高度な実質的関わり合いが認められるため、本来の職務に密接な関係を有する行為として職務関連性を有するとされ、これについて便宜ある取り計らいをうけること、あるいはこれを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを得たい趣旨の下に、関連病院から交付された金員を收受した行為に収賄罪が成立するとされた事例。

【その他】

(32) 最一判平成14年4月25日判時1785号31頁

被災した兵庫司法書士会に復興支援拠出金を送金するために、復興支援特別負担金を徴収する旨の群馬司法書士会の総会の決議の効力は、同会の会員に対して及ぶ。

(33) 大阪高判平成13年10月19日判タ1088号237頁、平成12年（ネ）第3566号総会決議無効確認請求控訴事件）

漁業協同組合が遊漁船の統一料金を規約で定めることは、漁業協同組合の目的ないし事業の範囲を逸脱し、許されないから、本件統一料金を守らないことを理由として、同組合通常総会においておこなった本件組合員に対する除名決議は無効である。

(34) 公正取引委員会勧告審決平成13年7月27日判タ1087号83頁

家庭用電気製品の製造販売業者が、同社の製造する家庭用電気製品等の取引に関し、同社の出資する販売会社と一体となって、販売会社と継続的な取引契約を締結していない未取引小売業者への製品等の流通経路を調査し、廉売を行う未取引小売業者に製品等を販売している取引先卸売業者及び小売業者に対し、廉売を行う当該業者に対する家庭用電気製品等の販売を拒絶させていた行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第2項（その他の取引拒絶）に該当するとされた事例。

---

## 8月の主な成立法令一覧

---

種類 提出回次 番号  
議案件名

・衆法 154 30

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

・・・入札談合等関与行為を排除するため、公正取引委員会による必要な改善措置の要求、職員に対する損害賠償の請求等を定めた法律

・衆法 154 42

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

・・・ホームレスの自立を支援するための国・地方公共団体の責務、財政上の措置等を定めた法律

・衆法 154 44

食品衛生法の一部を改正する法律

・・・食品衛生上問題のある食品等の販売や輸入の禁止、および違反者に対する罰則強化を定めた法律

・閣法 154 45

鉄道事業法等の一部を改正する法律

・・・貨物運送事業全般に関する参入や運賃及び料金について規制緩和措置を講ずる法律

・閣法 154 46

健康保険法等の一部を改正する法律

・・・老人について定率一割負担制の導入、高額療養費の見直し、保険料率上限の見直しを柱とする旧法の改正

・閣法 154 85

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律

・・・医薬品、医療機器等の製造販売に関する許可制の導入、および血液製剤の安全性向上、安定供給を図るための献血受入計画等を定めた法律

・閣法 154 92

日本郵政公社法

・・・郵政事業庁を公社化する概要を定めた法律。中期経営目標策定義務が明文化されている。

・閣法 154 93

民間事業者による信書の送達に関する法律

・・・民間事業者が信書送達事業に参入するための許可、料金、監督、罰則等についての諸規定。

・閣法 154 95

日本郵政公社法施行法

・・・総裁指名、職員の身分の引継ぎ等、設立の準備に関する事項、および簡易生命保険特別会計法の廃止等、関係所管の法律の整備を定めた法律

・閣法 154 96

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・ ・ ・ 民間事業者の信書送達事業参入に伴い、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律等、関係所管の法律の整備を定めた法律

・ 閣法 154 101  
公職選挙法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 一票の格差是正のための衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を定めた法律

---

#### 8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・ 居林次雄 税務経理協会 240頁 ¥2800  
14年改正商法重要逐条解説
- ・ 末永敏和・吉本健一 中央経済社 220頁 ¥2400  
新株主制度の読み方・考え方
- ・ 上田智司 法学書院 288頁 ¥2100  
くらしの法律相談 7 損害賠償・慰謝料の知識とQ&A [改訂版]
- ・ 藤岡康宏 成文堂 812頁 ¥12000  
損害賠償の構造
- ・ 宗田親彦 商事法務 303頁 ¥4400  
会社更生手続の新展開 旧「日本リース」再建の法理と実際
- ・ 河本一郎・仲田 哲編 商事法務 422頁 ¥8000  
会社法・金融取引法の理論と実務 河合伸一判事退官・古稀記念
- ・ 本橋美智子 中央経済社 232頁 ¥2000  
Q&Aこれで安心 高齢者の財産管理 成年後見制度の上手な使い方
- ・ 北河隆之 中央経済社 288頁 ¥3400  
ケース&図解 損害賠償の法務知識
- ・ 山本和彦 商事法務 424頁 ¥6000  
国際倒産法制
- ・ あさひ法律事務所ほか編 中央経済社 292頁 ¥2000  
CK Books コーポレート・ガバナンス改革と株主総会制度の改正
- ・ 春田一夫 信山社出版 552頁 ¥16000  
第三者のためにする契約の法理 権利取得授権を手がかりに
- ・ 論文集編集委員会編 青林書院 1152頁 ¥19000  
知的財産法の系譜 小野昌延先生古稀記念論文集
- ・ 経営法友会会社法問題研究会編 商事法務 131頁 ¥1800  
取締役ガイドブック [新訂第5版]
- ・ 大塚章男・高野一郎 中央経済社 270頁 ¥2800  
平成14年改正商法のすべて ・ ・ ・ ★
- ・ 松嶋英機編著 商事法務 313頁 ¥2800  
民事再生法入門 [改訂版]
- ・ 田邊宏康 成文堂 250頁 ¥5000  
有価証券と権利の結合法理

---

#### 8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・ 伊東研祐 成文堂 526頁 ¥3700  
現代社会と刑法各論 [第2版]
- ・ 五十嵐清 信山社出版 344頁 ¥8600  
現代比較法学の諸相
- ・ 上田健二 ミネルヴァ書房 416頁 ¥6800  
生命の刑法学 中絶・安楽死・自死の権利と法理論
- ・ 大塚 直 有斐閣 560頁 ¥4800

## 環境法

・吉村良一 法律文化社 368頁 ¥7500  
立命館大学法学部叢書 1号 公害・環境私法の展開と今日的課題

・立山龍彦 東海大学出版会 170頁 ¥2700  
新版 自己決定権と死ぬ権利

・丹宗暁信・岸井大太郎編 有斐閣 400頁 ¥4300  
独占禁止手続法

・宗岡嗣郎 成文堂 340頁 ¥5300  
久留米大学法学部叢書 10号 リーガルマインドの本質と機能

・西谷 敏・萬井隆令 法律文化社 366頁 ¥3400  
NJ叢書 労働法2 個別的労働関係法 [第4版]

---

## 発刊書籍<解説>

---

・平成14年改正商法のすべて  
多数出版されている改正商法に関する書籍の中では、図解・添付資料ともにたいへん充実している。解説部分の解釈論では長文を避け、簡明に語られてるので理解し易い。それぞれの改正条文につき、改正の背景と規定の要約が付されており、入門書としても使える。改正各条文について、解説の質・量ともに目立った偏りがない点は賛否が分かれる点であろう。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---